

ソフトバンク事業利用回線の ADSL 重畳に係る規約

ソフトバンク株式会社

第 1 章 総則

第 1 条(規約の適用)

- 1 本規約は、ソフトバンク株式会社(以下「当社」といいます。)が、ブロードバンド回線の利用を前提とした当社サービス(電波改善事業およびインターネット接続等)の契約希望者の内、当該サービスを提供するために当社が利用することを目的として、当社が推奨し提供する ADSL サービスの重畳を行い、当該専用 ADSL サービスを利用するにあたり、回線契約者(以下に定めます)に遵守していただく事項等について定めます。
- 2 当社は、当社所定の方法により利用契約者(以下に定めます)および回線契約者に通知することをもって本規約を変更することがあります。その場合には、回線契約者に遵守していただく事項等については変更後の規約によるものとします。
- 3 利用契約(以下に定めます)と本規約の内容に齟齬があった場合は、利用契約を優先するものとします。

第 2 条(定義)

- 1 「アナログ回線」とは、当社が別表「アナログ回線サービス」に指定したサービスの回線をいいます。
- 2 「本契約」とは、回線契約者が本規約に同意することによって成立する契約をいいます。
- 3 「専用 ADSL サービス」とは、当社が本契約に基づき利用する当社サービスの提供を目的とした専用の ADSL サービスをいいます。
- 4 「利用契約」とは、ブロードバンド回線の利用を前提とした当社サービス(電波改善事業およびインターネット接続等)に関する当社と利用契約者間の契約をいいます。
- 5 「ADSL モデム」とは、専用 ADSL サービスにて提供される当社の回線終端装置をいいます。
- 6 「特定協定事業者」とは、東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社をいいます。
- 7 「協定事業者等」とは、特定協定事業者および当社をいいます。
- 8 「利用者回線」とは、協定事業者等の電話サービス契約約款に基づいて、電話サービス取扱所と利用契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線をいい、利用契約の申込者が指定する加入電話契約に係るものをいいます。
- 9 「契約者回線」とは、特定協定事業者の専用サービス契約約款に基づいて、電話サービス取扱所と利用契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線をいいます。
- 10 「利用契約者」とは、当社との間で成立した利用契約の契約者をいいます。
- 11 「回線契約者」とは、専用 ADSL サービスを利用するために本契約内容に同意する者をいいます。利用者回線の場合はアナログ回線契約者、契約者回線の場合は ADSL 回線設置場所の敷設同意者を指します。

第2章 申込

第3条(契約の申込)

回線契約者は、本規約に同意の上、利用契約申込時に自らまたは利用契約の申込者を介し、当社指定の方法にて申込を行い、必要事項の届出を行うものとします。尚、当社は、当社が必要と判断した場合には、届出事項の各種確認書類の提示を求めることができるものとします。

第4条(契約の条件)

本契約の申込を行うためには、次の各号に定める条件を全て満たしているものとします。

- (1) 利用契約提供希望場所において、利用契約締結可能なブロードバンド回線サービスが敷設されていないこと
- (2) 利用契約提供希望場所において、アナログ回線が敷設されていることまたは契約者回線が敷設可能であること
- (3) 前号のアナログ回線に DSL サービスが重畳されていないこと
- (4) 本項第2号の回線敷設場所が専用 ADSL サービスの提供エリア内であること
- (5) 本項第2号の回線敷設場所が、利用契約が締結可能な場所であること
- (6) 本規約の内容全てに同意していること
- (7) 申込時に届出た内容に不備がないこと

第4条の2(契約の成立)

本契約は、利用契約の成立日をもって成立するものとします。

第5条(届出内容の変更)

- 1 回線契約者が利用契約者と同一人でない場合、回線契約者は、当社に届け出た内容に変更が生じた際は、速やかに利用契約者に通知し、利用契約者から当社へその旨を通知させるものとします。
- 2 当社は、当社が必要と判断した場合には、前項に定める変更内容を証する書類の提示を求めることができるものとします。
- 3 本条第1項に定める変更の届出等が行われなかったことにより、回線契約者に生じた不利益は全て回線契約者の負担とし、かかる事由により当社に損害が生じた場合には、回線契約者はこれを賠償するものとします。

第3章 回線契約者の責務等

第6条(同意事項)

回線契約者は、専用 ADSL サービスの提供にあたり、当社及び協定事業者等に対して、次の各号に定める事項に同意するものとします。ただし、2号および7号は利用者回線での申込の場合にのみ適用します。

- (1) アナログ回線が、移転、解約された場合、専用 ADSL サービスも解約となることに同意すること
- (2) 当社が、専用 ADSL サービスの申込をするにあたり、当社より特定協定事業者に対

する ADSL 等接続専用サービスの申込手続き(以下「代行申し込み」といいます。)を行います。

- (3) 前項の場合、協定事業者等より、当社に対し、協定事業者等の加入電話等サービスに関する契約者情報(提供可否確認結果及び、提供不可理由等にかかわる情報)が提供される場合があります。尚、協定事業者等から提供された契約者情報は、代行申し込みを円滑に行うため、また回線契約者がお申し込み内容の誤記等を補正することを可能とするためだけに利用されます。

第 7 条(禁止事項)

1 回線契約者は、次の各号に定める行為をしてはならないものとします。

- (1) 専用 ADSL サービスにより提供される ADSL モデムに利用契約に基づき提供される機器以外の機器を接続すること、及び当社指定の構成以外に ADSL モデムの接続構成を変更すること
 - (2) 専用 ADSL サービスにより提供される ADSL モデムの破棄、破損、破壊、分解汚損、貸与、譲渡等を行うこと
 - (3) 専用 ADSL サービスにより提供される ADSL モデムの設定変更を行わないこと
 - (4) 利用契約に基づき提供される機器の接続後は、当社の許可なく ADSL モデムの電源を長時間 OFF にしないこと(利用契約にて認められている場合を除く)
 - (5) 利用契約者に事前の通知をせずに、利用者回線または契約者回線を移転、解約すること
- 2 回線契約者が、本条第 1 項に該当する行為を行った場合、利用契約において定められた罰則の対象となることがあります。

第 4 章 責任範囲

第 8 条(責任の範囲)

- 1 当社及び協定事業者等は、専用 ADSL サービスの利用により生じた、回線契約者の損害について、責任を負わないものとします。
- 2 当社及び協定事業者等は、前項のほか、利用契約に基づき提供される機器等との接続により生じた何らかの回線契約者の損害について、当社及び協定事業者等に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

第 5 章 費用負担等

第 9 条(費用負担等)

- 1 回線契約者は、本契約に係る事項について、一切の対価を請求できないものとし、名目や内容の如何を問わず、当社は回線契約者に対して本契約に関連する対価のお支払いいたしません。
- 2 専用 ADSL サービスにより提供される ADSL モデムの稼動に掛かる電気料金は、利用契約者または回線契約者にて全てご負担いただくものとします。

第 6 章 契約の終了等

第 10 条(契約の解除、終了)

- 1 回線契約者は、本契約の解除を希望する場合、利用契約者に連絡し、当該契約者から当社所定の方法により本契約の解除を当社へ届け出るものとします。尚、本契約が解除された場合、利用契約も解除されるものとします。
- 2 回線契約者は、本契約の対象となるアナログ回線の契約解除または契約住所の変更を行う場合、速やかに利用契約者にその旨を通知するものとします。
- 3 回線契約者が当社へ届出を行うことなく、アナログ回線の契約解除または契約住所の変更をした場合、当社は本契約を解除できるものとします。
- 4 利用契約が理由の如何を問わず終了した場合、本契約も当然に終了するものとします。
- 5 当社が不適切と判断した場合及び技術上やむを得ない事由により本契約の継続が困難になった場合、本契約を解除できるものとします。尚、本契約が解除された場合、利用契約も解除されるものとします。

第7章 雑則

第11条(権利義務の譲渡等)

回線契約者は、本契約上の権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとします。

第12条(個人情報等の保護)

当社は、回線契約者の個人情報の収集、利用、提供及び公表等にあたり、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)の遵守徹底を図り、当社の「プライバシーポリシー」(当社ホームページ参照。以下「プライバシーポリシー」といいます。)に従い適切に実施します。

第13条(準拠法)

本契約に関する準拠法は、日本法とします。

第14条(合意管轄)

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

- (1) 敷設済みアナログ回線および契約者回線に当社推奨の ADSL サービスの重畳を行い当該専用 ADSL サービスを当社が利用すること
- (2) アナログ回線に関わる情報(契約者情報、敷設場所情報等)が、専用 ADSL サービス提供の為、当社及び協定事業者等に開示されること
- (3) 回線敷設場所の環境等により、専用 ADSL サービスが開通できない場合及び専用 ADSL サービスの通信品質が芳しくない等により専用 ADSL サービスが提供できない場合があること
- (4) すべての利用契約が解除された場合、本契約も解除されること
- (5) ADSL モデムを適切に維持管理すること
- (6) 本契約に基づく専用 ADSL サービス提供後、ADSL モデムが交換となる場合があることに同意すること

(2010年5月10日制定)

(2010年5月20日改定)

(2010年7月1日改定)

(2010年8月3日改定)

(2011年6月27日改定)

(2015年9月01日改定)

協定事業者等及びアナログ回線サービス

別表

回線事業者名	サービス名	回線種別
東日本電信電話株式会社	加入電話	アナログ
	加入電話・ライトプラン	アナログ
西日本電信電話株式会社	加入電話	アナログ
	加入電話・ライトプラン	アナログ
当社	おとくライン	アナログ